

令和3年6月10日

令和3年度第3回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和3年6月10日（木曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和3年6月10日（木曜日） 午後1時58分

4. 議案

- 議案第207号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第208号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第209号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第210号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第211号 令和3年度東青地区農業委員会大会への提出要望について
 議案第212号 令和3年度東青地区農業委員会大会スローガンについて

- 報告第138号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第139号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第140号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第141号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 鎌田 清勝	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	10番 堤 武久
11番 豊川 明子	13番 中村 美喜雄	14番 成田 貴吉
15番 西澤 清光	16番 野口 友子	17番 福士 修身
19番 山田 正樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

9番 澤田 今日一	12番 長野 英雄	18番 安田 昌樹
-----------	-----------	-----------

7. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	加藤 文男	事務局 次長	竹内 芳
事務局 分室長	佐藤 保	主 幹	堀内 和之
主 幹	長谷川 亘	主 幹	工藤 武
主 査	福岡 利和	主 査	山内 武志

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、青森市農業委員会令和3年度第3回月例総会を開会します。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中16名が出席しております。以上でございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。5番鎌田清勝委員、6番工藤隆志委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第207号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

説明いたします。本案は、農地の耕作を目的とする所有権の移転が 8 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 3 ページに記載しております。それでは、要約して説明させていただきます。右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。申請事由としては、譲渡人については、労力不足や贈与のためであり、譲受人については、経営規模の拡大や贈与を受けるためという理由でございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している調査書のとおりでございます。それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、3 ページの申請番号 232 番及び 234 番の審議を行うにあたり、成田貴吉委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(成田貴吉委員 退席)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、申請番号 232 番、234 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、申請番号 232 番、234 番についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。成田貴吉委員を入场させていただきます。

(成田貴吉委員 入場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった申請番号 232 番、234 番を除く案件について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、議事参与制限があった申請番号 232 番、234 番を除く案件について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 208 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明いたします。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する農地法第 5 条の許可申請が 3 件でございます。それでは、転用案件説明の資料に基づきご説明させていただきます。

右上に議案第 208 号関係資料①と記載している資料をご覧ください。申請番号 69 番、場所は別添案内略図①のとおりであり、申請地は 1 筆、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図でございます。当該農地は申請者事業所の南側にあり、隣接する土地であります。4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図でございます。6 ページ目が地積測量図、7 ページ目が農地転用計画書でございます。こちらには転用の目的のほか、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないかどうかの説明、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。また、転用した土地を選定した理由については別紙に記載されておりますが、こちらは後ほど説明させていただきます。続いて資料の 8 ページ目から 9 ページ目が法人の登記簿謄本、10 ページ目から 11 ページ目が土地の登記簿謄本でございます。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず 1 点目、立地基準につき

ましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他の2種農地と判断しております。申請地は、周囲に農地がなく、また、過去に作付けした枝豆の収量は、県の平均値以下で、生産性の低い農地であったということから、このような判断をいたしました。その他の2種農地は、ほかに代替土地がない場合に限り許可が可能となります。当該土地を選定した理由につきましては、従業員等の駐車場及び資材置場を目的とした転用で、事業地の周辺にある非農地の土地を探したものの、売買交渉が合意に至らなかったことから、申請地のほかに転用目的を達成できるような土地が見当たらない、つまり代替性が無いことが明らかであり、許可基準に該当するものと考えています。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に議案第208号関係資料②と記載している資料をご覧ください。申請番号70番、場所は別添案内略図②のとおりであり、申請地は1筆、申請人、転用目的は記載のとおりです。ここで、資料の訂正が1点ございます。こちらの1ページ目に一般基準が記載されておりますが、その中の⑦周辺の農地等にかかる営農条件の支障の有無という部分に、申請地の東側は県道、西側は市道と記載しております。しかし実際は西側が県道、東側は市道であり、東と西が逆でした。申し訳ございません。それでは、申請関連資料につきましては2ページ目以降に添付しております。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が案内図、5ページ目が法務局の地図、6ページ目が土地利用別の求積図、7ページ目が農地転用計画書でございます。こちらの農地転用計画書には、転用目的のほか、転用する土地を選定した理由、転用することによる近隣の農作物への影響、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。続いて、8ページ目が土地の登記簿謄本、9ページ目から10ページ目が開発行為の許可申請書、11ページ目から12ページ目が道路工事施工承認書、13ページ目が法定外公共物維持工事承認申請書となっております。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明します。まず1点目、立地基準につきまして、申請地は、八ツ役地区のほ場整備区域に接する農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則、農地転用不許可となりますが、例外的に、特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合で、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設の場合は許可できるものとされており、今回の転用目的である修理工場及びドライブインは、県にも確認した上で、どちらもこの規定に該当すると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に議案第208号関係資料③と記載している資料をご覧ください。申請番号71番、場所は別添案内略図③のとおりであり、申請地は1筆、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請関連資料は、2ページ目以降に添付しております。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画

書で、転用の目的のほか、転用する土地を選定した理由、転用することによる近隣の農作物への影響、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。続いて、7 ページ目から 8 ページ目が法人の登記簿謄本、9 ページ目から 10 ページ目が土地の登記簿謄本でございます。

それでは、許可基準からみた本案件の判断について説明いたします。まず 1 点目、立地基準をご説明するにあたり、別添案内略図③をご覧ください。申請地は、水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね 500m 以内に保育園、児童館の 2 つの公益的施設が存する区域にある農地であります。この条件を満たしていることによって、今回は農地転用が原則許可となる第 3 種農地であると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。説明は以上です。それでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷です。申請番号 69 番の案件につきまして、その 7 ページをご覧ください。7 ページは農地転用計画書という資料でございますが、この 10 番、転用する土地を選定した理由。交通、事業目的地との関連状況等ということで、別紙転用申請の理由について参照と記載されております。先ほど別紙に記載されている内容を説明していただいたと思いますが、ここの項目は、別紙を使わずに全て内容を記載していただいた方が良いと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局

こちらには、ご指摘の通り別紙と記載されておりますが、今回の資料に別紙というのを付けておりませんので、先程説明の中で補足させていただきました。今後は、計画書提出段階で直接計画書の中に記載していただくように指導したいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

秋谷委員よろしいですか。

○1 番（秋谷進委員）

はい、了解しました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 209 号及び 210 号は関連がありますので一括審議の議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明いたします。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 6 件、利用権設定が 5 件の合計 11 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページから 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページから 9 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、8 ページの利用権設定申請番号 307 番の審議を行うにあたり、豊川明子委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(豊川明子委員 退席)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、申請番号 307 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。
質問、意見ございませんか。はい、秋谷委員。

○1 番 (秋谷進委員)

事務局にお尋ねします。豊川委員が関係者なのですか。どういう関係なのかお知らせ願えれば
と思います。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

事務局、説明お願いいたします。

○事務局

借受人の株式会社豊川農産の役員に取締役として豊川委員が在籍しているため、議事参与の制
限を受けております。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

秋谷委員よろしいですか。

○1 番 (秋谷進委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、申請番号 307 番についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、当該計画等のとおり決定します。豊川明子委員を入場させてください。

（豊川明子委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続いて、9 ページの利用権設定申請番号 308 番の審議を行うにあたり、山田正樹委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（山田正樹委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、申請番号 308 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、申請番号 308 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、当該計画等のとおり決定します。山田正樹委員を入場させてください。

（山田正樹委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった申請番号 307 番及び 308 番を除く案件について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、議事参与制限があった申請番号 307 番及び 308 番を除く案件について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

次に議案第 211 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、表紙に議案第 211 号～第 212 号関係資料一覧表と記載された資料をご覧ください。議案第 211 号の令和 3 年度東青地区農業委員会大会等要望案については、5 月 24 日を締め切りとして委員の皆様から案を募集いたしましたところ、安部委員より提案が 2 件ございましたことから、委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。本日、皆様にご審議いただき、青森市としての要望案が決定すれば、来月以降開催予定の東青地区農業委員会連絡協議会の運営協議会におきまして、東青地区各市町村からの要望案と併せて協議されることとなります。その後、東青地区農業委員会大会での提案、決議を経て、県との意見交換会、さらには県選出国會議員への要望活動を行う予定でございます。

それでは要望案の内容についてご説明いたします。資料の 1 ページをご覧ください。要望案 1 「セルフスタンドでの軽油の常時購入について」につきましては、安部委員からの提案で、要望先は国、県でございます。それでは、要望案の概要についてご説明いたします。農業者の方が農作業車に軽油を給油するために携行缶等によりセルフスタンドから購入しておりますが、法規制によりセルフスタンドでは携行缶等への注油を自ら行うことができず、注油担当のスタッフがいる時間帯でなければ利用できない状況にあります。軽油と成分の差があまりない灯油については、セルフスタンドに専用の固定注油設備があるため、利用者自らが常時注油できることから、軽油についても灯油と同様に常時注油でき、農作業に支障をきたさないようにしていただきたいとの要望でございます。

続いて、資料の 2 ページをご覧ください。要望案 2 「県外他都市の農業委員会との人材交流の促進」につきましては、こちらも安部委員からの提案で、要望先は国でございます。それでは、要望案の概要についてご説明いたします。現在の農業委員会に必要なことは、地元での活動のみにとどまるのではなく、新たな考え方を取り入れ、レベル向上を図ることが求められます。そのため、それを実現するためには、風習、習慣等が異なる県外の農業委員会と交流し、実際に交流先

の委員会活動へ参加するとともに、農業経営のノウハウを学ぶ内容の人材交流制度を国において立ち上げていただきたいとの内容でございます。

要望案1および要望案2についての提案理由につきましては、提案者である安部委員からご説明をお願いいたします。

○2番（安部浩一委員）

ご説明いたします。1つ目につきましては、皆様はご経験あると思いますが、最近セルフスタンドが非常に増えたものの、規制も厳しくなり、以前は灯油のポリエチレン缶で軽油を買えたのですが、専用の携行缶でないと購入できなくなりました。大規模に経営している方の中には、ドラム缶で家に保管している方もおります。私もホームタンクを2基所有しており、1,000ℓ程度保管ができますけれど、住宅密集地になってきた関係で、危険性が高いことから備蓄をやめることにしました。その後は、その都度使用する分だけを買うようにしていたのですが、忙しくて時間内に行けないという事が多々あります。事前に買うことができればよろしいのですが、法規制により常に軽油が買えません。専用容器があればいつでも買えるということにいただければ、必要な分だけ買うことができ、備蓄する危険もなくなることから、安全性も高まります。そういう部分で規制を緩和して欲しいという意味合いであります。

2つ目の人材交流ですけれど、本来は都道府県に農業委員会のネットワーク機構というのがあれば一番良いのですが、青森にはありません。これからの農業委員もそうですけれど、農業者は情報や知識が必要ですし、他自治体を参考にするのも大切だと思っております。以上です。

○事務局

安部委員ありがとうございました。それでは、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

○14番（成田貴吉委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、成田委員。

○14番（成田貴吉委員）

軽油についての提案の件ですけれど、事務局にお聞きしたいのですが、軽油をポリエチレン缶に注油する規制が変わったという事でしたが、いつ頃改正されたかご存知ですか。

○事務局

灯油のポリエチレン缶に注油出来なくなったのはいつからという事ですか。確認いたしますので、お待ちください。

○14 番（成田貴吉委員）

もし規制が変わったのであれば、安部委員の提案はするべきだと考えておりますので、規制が改正された時期が分かりましたら、次回でも結構ですので教えて下さるようお願いします。

○事務局

かしこまりました。確認してお知らせしたいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局次長

ただいまの成田委員のご質問についてですが、国でセルフスタンドの規制を緩和する為に意見聴取したのが令和元年度と認識しておりますので、その頃ではないかと感じております。詳細につきましては、次回ご報告いたします。

また、法律の補足として、実際セルフスタンドには灯油専用の固定注油設備がありまして、それと同じように軽油専用の固定注油設備があれば、セルフスタンドから給油出来るような形で規制は改正されているのですけれど、普及に至っていないのが事実でございます。

法の施行の時期については、ただいま確認がとれましたので、ご報告いたします。

○事務局

先程の成田委員のご質問についての回答ですけれども、令和元年 12 月 20 日に法改正で公布されております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、成田委員よろしいですか。

○14 番（成田貴吉委員）

ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問意見ございませんか。

はい、大柳委員。

○4 番（大柳建秀委員）

4 番大柳です。軽油引取税の免税の観点から研究も深めていると思うのですが、そのあたりを安部委員でも結構ですので、お尋ねしたいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局次長

大柳委員からのご質問につきまして、軽油引取税につきましては県の税収入になります。インターネットで調べた情報で恐縮ですが、10あたり 32.1 円の税金が掛かっているようでございます。また、農業者の方は軽油免税の手続きに必要な証明書を取得しに農業委員会事務局にいらっしゃるケースがございます。ある程度の条件を満たせば軽油引取税の免税の対象になるということで、軽油引取税の面では農業者は優遇されているという部分があると思われま

○4 番（大柳建秀委員）

ですから、セルフスタンドで給油した際に該当させるためにはどうしたらいいのとかか研究しながら、大型機械を所有している、例えばトラクター持っている立派な農家の方は免税軽油の制度を受けられるようなリンク付けを検討しながら、この要望も求めているかないと、せっかくここまで努力されたのに勿体ないのではないかとということです。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局次長

大変申し訳ございませんでした。ご質問の意図を間違えておりました。安部委員の要望である軽油をセルフスタンドに入れることだけではなく、軽油引取税の部分についてもリンクさせながら、事務局の方で検討してみます。そうした上で東青地区の運営協議会等に資料も添付して提案したいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

○4 番（大柳建秀委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

はい、齊藤委員。

○8 番（齊藤光朗委員）

先ほど事務局からお話がありましたが、要するに国の法律的には可能だけれども、事業者の経済的に需要があるかないかということなのですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局次長

法律上はセルフスタンドに軽油の固定注油設備をつければ、利用者が専用の携行缶の方に注油できるということになっております。ただ、それを行っていない理由につきましては、なぜ法が施行されているのに広がらないのかという詳細についてはこの規制の施行を担っている国の方で調査しながら対応するべきだと思っております。以上でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

はい、齊藤委員。

○8 番（齊藤光朗委員）

今の続きですが、そういうことであれば国、県の規制でこうなっている訳ではないという解釈になるので、この要望書の宛先が国と県ではないと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、事務局。

○事務局次長

先ほど私が述べました通り、民間で広まらないことに関して、何かしら法の規制も含めどのような問題点があるのかも含めて国の方で検討いただきながら、制度の普及の部分を事業者へ投げかけて欲しいというお気持ちが、安部委員にあるとお聞きしております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、この要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なしの声）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、この要望案のとおり提出することに決定いたします。

次に議案第 212 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、表紙に議案第 211 号～第 212 号関係資料一覧表と記載された資料をご覧下さい。議案第 212 号の令和 3 年度東青地区農業委員会大会スローガン案については、議案第 211 号と同様に 5 月 24 日を締め切りとして委員の皆様から案を募集いたしましたところ、安部委員より提案が 2 件ございましたことから、委員の皆様にご審議いただきたいと思っております。

今回ありましたスローガンにつきましては、(1)「農業は生きる為の大切な職である事を再認識しよう」、(2)「食料自給率のさらなる向上を目指して頑張ろう」、この 2 つのスローガンについて提案いただいております。提案理由については、提案者である安部委員からご説明をお願いいたします。

○2 番（安部浩一委員）

1 番の「農業は生きる為の大切な職である事を再認識しよう」につきましては、最近、農業が脚光を浴びておりますが、具体的に我々が生きていくためにどのように農業が関わっているかという認識が一般の方に無いと感じる部分もありますので、そういう事を踏まえ、あえて再認識していただきたいという意味もあり、こういったスローガンにしました。

食料自給率の更なる向上と以前から言われているのですが、自給率が全然上がらないというのは、その一方で廃棄される食べ物がとても多いということです。そのような中で、それでいいのかということを考えながらも、その反面、せっかく作った作物の値段が安いという理由だけで廃棄されて自給率の比率から外されているという自体もいかなものかと感じました。2 番の自給率の向上という部分に関しては、一つの投げかけという意味を含めた形で作りました。

○事務局

安部委員ありがとうございました。それでは、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。質問、意見のある委員は述べてください。
ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、このスローガン案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、このスローガン案のとおり提出することに決定いたします。
次に、報告第 138 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 1 件です。青森市農業委員会事務
処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 139 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 14 件であり、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 140 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 11 件であり、報告番号 279 番以降は、ほ場整備事業の実施に伴い、換地が行われたことによる解約でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 141 号を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 2 件です。なお、非農地証明については、同規定により交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続いてその他に移りますが、事務局から何かありますか。

(青森公立大学経営経済学部地域みらい学科安田ゼミの学術研究調査等への依頼について)

(次回の月例総会は7月12日(月)午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、令和3年度第3回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。